

企画競争実施の公示

平成 29 年 3 月 6 日

分任支出負担行為担当官九州地方整備局
遠賀川河川事務所長 浦山 洋一

次のとおり、企画提案書の提出を招請します。

1. 調達概要

- (1) 調達件名：平成 29 年度遠賀川流域情報収集及び提供作業
- (2) 調達内容 本件は、遠賀川流域における治水事業、防災・減災、河川環境、河川管理、河川利用等に関する関係機関や地域で活動する住民団体等の情報を収集、整理し、広報紙の原稿を作成するものである。
また、収集した情報や当事務所の取り組み等を掲載した広報紙を遠賀川流域住民等へ効率的・効果的に配布し、治水事業や防災・減災及び河川環境保全等の意識啓発を図るものである。
- (3) 履行期間 契約締結の翌日から平成 30 年 3 月 31 日まで
- (4) 本件は、当該業務に係る平成 29 年度予算が成立し、予算事務手続きが整った場合についてのみ、特定通知以降の手続きを行うことを条件とする。

2. 企画競争参加資格要件

次に掲げる条件を満たしている者であること。

- (1) 予算決算及び会計令（昭和 22 年勅令第 165 号）第 70 条及び第 71 条の規定に該当しない者であること。
- (2) 競争参加資格（全省庁統一資格）
 - ① 企画提案書の提出時において、平成 28・29・30 年度国土交通省競争参加資格（全省庁統一資格）「役務の提供等」のうち「広告・宣伝」において、九州・沖縄地域の競争参加資格を有する者であること。
 - ② 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づき更生手続開始の申し立てがなされていない者又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づき再生手続開始の申し立てがなされていない者であること。
ただし、手続開始の申し立てがなされている者においては、以下の 1) 及び 2) の要件を満たす場合、競争参加資格（全省庁統一資格）を有するものとする。
 - 1) 手続開始の決定を受けていること。
 - 2) 手続開始の決定後、以下のア)～ウ) を競争参加資格申請場所のいずれか 1 箇所に提出していること。
 - ア) 更生手続開始決定書又は再生手続開始決定書（鮮明であれば写しでも可）
 - イ) 許可決定に伴い定款、役員等に変更があった場合には、それを証明する書類（鮮

明であれば写しでも可)

ウ) 上記イに伴う競争参加資格審査申請書変更届 (物品製造等)

③ 競争参加資格 (全省庁統一資格) の申請の時期及び場所については、「競争参加者の資格に関する公示」(平成27年12月24日付け官報)に記載されている時期及び場所で申請を受け付ける。

(3) 企画提案書等の提出期限の日から契約締結日までの期間に、九州地方整備局長から指名停止を受けていないこと。

(4) 企画提案書を提出しようとする者の間に以下の基準のいずれかに該当する関係がないこと。

① 資本関係

以下のいずれかに該当する二者の場合。ただし、子会社または子会社の一方が更正会社又は更正手続きが存続中である場合は除く。

ア) 親会社と子会社の関係にある場合

イ) 親会社を同じくする子会社同士の関係にある場合

② 人的関係

以下のいずれかに該当する二者の場合。ただし(イ)については、会社の一方が更正会社又は更正手続きが存続中の会社である場合は除く。

ア) 一方の会社の役員が、他方の会社の役員を現に兼ねている場合

イ) 一方の会社の役員が、他方の会社の管財人を現に兼ねている場合

(5) 平成14年度以降公示日までに完了した業務 (再委託による業務の実績は含まない。) において、下記に示す「同種又は類似業務」について1件以上の実績を有すること。

○ 同種業務 : 遠賀川流域における住民活動についての取り組み情報の収集整理実績を有していること

○ 類似業務 : 河川に関する広報資料作成の実績又は広報活動の実績を有する者

(6) 配置予定責任者は、平成14年以降公示日までに完了した業務 (再委託による業務の実績は含まない。) において、下記に示す「同種又は類似業務」について1件以上の実績を有すること。

○ 同種業務 : 遠賀川流域における住民活動についての取り組み情報の収集整理実績を有していること

○ 類似業務 : 河川に関する広報資料作成の実績又は広報活動の実績を有する者

(7) 遠賀川流域内市町村 (飯塚市、嘉麻市、桂川町、田川市、川崎町、添田町、大任町、赤村、香春町、糸田町、福智町、直方市、小竹町、宮若市、北九州市八幡西区、中間市、鞍手町、遠賀町、水巻町、芦屋町、岡垣町) に、本社 (店) を有すること

(8) 警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する者または、準ずるものとして国土交通省発注工事等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。

(9) 企画競争実施にかかる説明書の交付を直接受けた者であること。

3. 手続等

(1) 担当部局

〒 822-0013 福岡県直方市溝堀 1 - 1 - 1

国土交通省九州地方整備局 遠賀川河川事務所 経理課

電話 0949-22-1830 (内線 225) F A X 0949-23-3452

(2) 説明書の交付期間、場所及び方法

平成 29 年 3 月 6 日から平成 29 年 4 月 5 日までの、土曜日、日曜日及び祝日を除く毎日、9 時 00 分から 17 時 00 分まで。場所は(1)に同じ。

説明書の交付を希望する場合は、予め(1)の担当まで事前連絡を行うこと。

(3) 企画提案書の提出期限、場所及び方法

提出期限：平成 29 年 4 月 5 日 17 時 00 分

提出場所：(1)に同じ。

提出方法：持参又は郵送（書留郵便等の配達記録が残るものに限る。）によること。

(4) 企画提案に関するヒアリングの有無、日時及び場所

提案された企画提案書について以下のとおりヒアリングを実施する。

1) 実施予定日：平成 29 年 4 月 7 日

2) 開始時間：後日連絡する。

3) 場所：九州地方整備局遠賀川河川事務所内

(5) 企画提案書の特定については、学識経験者で構成される第三者委員会が提案書の審議を行い、その結果を聴取したうえで、提案書の特定を行う。

4. その他

(1) 契約手続きにおいて使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨に限る。

(2) 関連情報を入手するための照会窓口 3 (1)に同じ。

(3) 企画提案書の作成及び提出に要する費用は、企画提案者側の負担とする。

(4) 企画競争実施委員会に提出された提案書は、当該提案者に無断で 2 次的な使用は行わない。

(5) 企画提案書に虚偽の記載を行った場合は、当該提案書を無効にするとともに、記載を行った提案者に対して指名停止を行うことがある。

(6) 特定した提案内容については、国等の行政機関の情報公開法に基づき、開示請求があった場合は、当該企業等の権利や競争上の地位等を害するおそれがないものについては、開示対象となる場合がある。

(7) 提案が特定された者は、企画競争の実施の結果、最適な者として特定したものであるが、会計法令に基づく契約手続きの完了までは、国との契約関係を生じるものではない。

(8) その他の詳細は企画競争実施にかかる説明書による。